

「訪問看護」・「予防訪問看護」重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 あかね
- (2) 法人所在地 尼崎市神田北通1丁目2番
- (3) 電話番号及びFAX番号 (06-7670-2288) (06-6430-0450)
- (4) 代表者氏名 理事長 松本 真希子
- (5) 設立年月日 平成7年3月24日

2. 利用施設（※指定介護老人福祉施設 アマルネス・ガーデンに併設）

- (1) 施設の種類
 - ・訪問看護 指定 尼崎市 2863090631号
 - ・予防訪問看護 指定 尼崎市 2863090631号
- (2) 施設の名称 訪問看護ステーション 情熱看護 24
- (3) 施設の所在地 尼崎市西長洲町2丁目35番1号
 <交通機関> 阪神電車「尼崎」駅下車 徒歩8分
- (4) 電話番号及びFAX番号 (06-6482-4111) (06-6482-4122)
- (5) 管理者氏名 國 生 千 恵
- (6) 開設年月日
 - 訪問看護 平成26年 10 月 1 日
 - 予防訪問看護 平成26年 10 月 1 日

(7) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、1月1日から1月2日までは除く
営業時間	9時00分から18時00分 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。
サービス提供 時間	24時間 365日

3. 通常の事業実施地域 尼崎市

4. 事業の目的及び運営方針

- (1) 居宅サービスに該当する事業は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (3) 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

5. サービス提供における事業者の義務

- ①利用者の体調悪化等の緊急時は、速やかに医師や家族への連絡をとり、適切な対処をする。
- ②利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス提供完了の日から5年間保管するとともに利用者の請求に応じて閲覧させ複写物を交付する。(1枚につき10円)
- ③事業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しない。(守秘義務)ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供する。
- ④事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

また、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

6. 職員の配置状況

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者(看護師兼務)	看護師	1名	0名	1名
看護師(内1名 管理者兼務)	看護師	4名	3名	7名
	准看護師	0名	1名	1名
理学療法士		0名	0名	0名
作業療法士		0名	1名	1名
言語聴覚士		0名	0名	0名
その他		0名	0名	0名

*職員の配置については指定基準以上を遵守しております。

7. 利用料金の支払い

- (1) 利用者は要支援度・要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の利用料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額(自己負担:通常はサービス利用料金の1割)を事業者に支払うものとする。但し、利用者がいまだ要支援・要介護認定を受けていない場合及び介護サービス計画が作成されていない場合は、利用料金をいったん全額支払うものとする。(要支援・要介護度認定後またはサービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻される。(償還払い))

(2) サービス利用料金は下記にしたがって支払うものとする。

サービス利用料金は1ヶ月ごとの請求とします。

- ・集金代行自動引落：毎月27日に指定口座から自動引落。

引落手数料150円は利用者負担。

☐集金代行会社：明治安田収納ビジネスサービス株式会社（MBS）

☐「キャッシュカード」はお客様本人名義のものをお願いします。

☐ご指定の金融機関口座から実際に振替が行われた際、金融機関の通帳には「MBS. シヤフクアカネ」と印字されます。

- ・振込：月末日までに下記口座に振込にて支払います。振込手数料は利用者負担。

三菱UFJ銀行 尼崎駅前支店 普通預金 0100922 名義人 社会福祉法人あかね
--

- ・現金：月末日までに施設窓口にて支払います。

(3) 介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額（10割負担）になることがある。

8. 当事業所の通常実施地域外における費用

交通費	☆片道おおむね10キロメートル未満	1,000円
	☆片道おおむね10キロメートル以上	2,000円

9. 提供サービスの中止・変更

心身の状態、体調及び立会人の確保ができない等の利用者の置かれている環境により、利用者からの要望があっても、サービスの提供を中止またはサービス内容の変更することがある。

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出るものとする。
- (2) 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日または当日になって利用の中止の申し出をされた場合は取消料として利用者は下記の料金を支払うものとする。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ①利用予定日の前々日までに申し出があった場合 | 無料 |
| ②利用予定日の前日（18：00迄）に申し出があった場合 | 自己負担分の50% |
| ③利用予定日の前日（18：00～）当日に申し出があった場合 | 自己負担分全額 |

10. サービスの利用に関する留意事項

①故意または重大な過失によって、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者が自己負担により原状に復する、又は相当の代価を支払う。

又、サービス提供契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘を禁止する。

②事業所職員に対しての暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、パワーハラスメントを禁止する。

③身体を触る、性的な言動などのセクシャルハラスメント行為やストーカー行為を禁止する。

④サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する事を禁止する。

⑤利用者や家族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる、長時間の電話等を禁止する。

上記の行為の発生などにより、ケアを適切に提供できない状況になった場合は契約を解除する事がある。

1 1. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

1 2. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 成年後見制度の利用を支援します。

(2) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(3) 虐待防止のための指針の整備をし、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。また、従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 身体的拘束について

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他傷等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その際、「緊急性」「非代替性」「一時性」へ留意します。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録します。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1 4. サービス利用料等の変更について

介護保険制度の改正等によりサービス利用料等の変更があった場合は、利用者に対し変更となる内容について文書により通知し、利用者の署名、捺印を得ることで変更とする。

1 5. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について利用者に故意又は過失があり、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合がある。

16. 相談窓口について

<当施設におけるご相談>

受付時間	10:00～17:00（月～金）
解決責任者	岡田 真名美
受付担当者	國生 千恵
	電話 06-6482-4111
第三者委員	大森 剛
	西村 恭子
	電話 06-7670-2288

<行政機関その他相談受付機関>

○国民健康保険団体連合会 所在地 神戸市中央区三宮町1-9-1801
電話番号 078-332-5617 FAX 番号 078-332-5650
受付時間 9:00～17:15（月～金）

○尼崎市役所介護保険担当課 所在地 尼崎市東七松町1-23-1
電話番号 06-6489-6322
受付時間 9:00～17:30（月～金）

看護サービス利用料

(1) 介護保険による利用料金（訪問看護）

（ ）内の金額が1割の自己負担額になります。〔1回につきの料金〕

サービス所要時間（単位）	基本料金	夜間・早朝料金夜間	深夜料金深夜料
20分未満（314単位）	3,359円（336円）	4,198円（420円）	5,038円（504円）
30分未満（471単位）	5,039円（504円）	6,298円（630円）	7,558円（756円）
30分以上1時間未満 （823単位）	8,806円（881円）	11,007円（1,101円）	13,209円（1,321円）
1時間以上1時間30分未満 （1128単位）	12,069円（1,207円）	15,086円（1,509円）	18,103円（1,811円）
リハビリ 20分 （294単位）	3,145円（315円）	※1人6回/週が限度	

介護保険による利用料金（予防訪問看護）

（ ）内の金額が1割の自己負担額になります。〔1回につきの料金〕

サービス所要時間（単位）	基本料金基本料	夜間・早朝料金間	深夜料金深夜料
20分未満（303単位）	3,242円（325円）	4,052円（406円）	4,863円（487円）
30分未満（451単位）	4,825円（483円）	6,031円（604円）	7,237円（724円）
30分以上1時間未満 （794単位）	8,495円（850円）	10,618円（1,062円）	12,742円（1,275円）
1時間以上1時間30分未満 （1090単位）	11,663円（1,167円）	14,578円（1,458円）	17,494円（1,750円）
リハビリ 20分 （284単位）	3,038円（304円）	※1人6回/週が限度	

■介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

■夜間・早朝は基本の25%増し、深夜は基本の50%増しとなります。

■2割の方の場合は、上記表の2倍、3割の方は3倍になります。

■リハビリは、利用開始月から12月超える介護予防訪問看護を行った場合、
1回 279単位 2,985円（299円）となります。

○サービスの加算料金 () 内の金額が1割の自己負担額になります。

※は、予防訪問看護加算非対象項目

加 算 項 目		単 位	基本料金
初回加算（Ⅰ）（初回月） （退院日に訪問した場合）		3 5 0 単位	3,745 円 （375 円）
初回加算（Ⅱ）（初回月）		3 0 0 単位	3,210 円 （321 円）
口腔連携強化加算（1 月につき）		5 0 単位	535 円 （54 円）
特 別 管 理 加 算（Ⅰ）（1 月につき） （気管切開・バルン・胃ろう等）		5 0 0 単位	5,350 円 （535 円）
特 別 管 理 加 算（Ⅱ）（1 月につき） （透析・在宅酸素・中心静脈栄養・自己導尿・ 人工肛門・褥瘡・点滴週3日等）		2 5 0 単位	2,675 円 （268 円）
緊急時訪問看護加算（1 月につき） （訪問看護ステーション）		6 0 0 単位	6,420 円 （642 円）
緊急時訪問看護加算（1 月につき） （医療機関）		3 1 5 単位	3,370 円 （337 円）
ターミナルケア加算 ※（死 亡 月）		2,500 単位	26,750 円 (2,675 円)
複数名 訪問加算（Ⅰ） （看護師等）	所要時間 30 分未満の場合	2 5 4 単位	2,717 円 （272 円）
	所要時間 30 分以上の場合	4 0 2 単位	4,301 円 （431 円）
長時間訪問看護加算		3 0 0 単位	3,210 円 （321 円）
退院時共同指導加算		6 0 0 単位	6,420 円 （642 円）
看護・介護職員連携強化加算		2 5 0 単	2,675 円 （268 円）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （経験7年以上のスタッフが30%以上）		6 単位	64 円 （7 円）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （経験3年以上のスタッフが30%以上）		3 単位	32 円 （4 円）
看護体制強化加算※（1 月につき）（Ⅰ）		5 5 0 単位	5,885 円 （589.円）
看護体制強化加算※（1 月につき）（Ⅱ）		2 0 0 単位	2,140 円 （214 円）
看護体制強化加算（予防訪問看護） （1 月につき）		1 0 0 単位	1,070 円 （107 円）

- 緊急訪問時の月 2 回目以降の訪問については、早朝・夜間、深夜の料金となります。
- 長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに 1 時間 30 分以上になる場合、1 回につき 300 単位を所定単位数に加算されます。
- 主治医の判断により『特別訪問看護指示書』が交付された場合は、医療保険での訪問看護となり、料金は医療保険の点数に応じた料金となります。(別紙参照)
- 准看護師の場合は表示の 90% となります。
- 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は表示の 90%、事業所と同一建物の利用者 50 人以上の場合は表示の 85% になります。

<介護保険利用時の 1 ヶ月の利用料の目安>

$$\begin{array}{l} \text{〇〇〇単位} \times \text{【サービス利用回数】} \times 10.7 \times (0.1 \text{ 又は } 0.2 \text{ 又は } 0.3) = \text{合計} \underline{\hspace{2cm}} \text{A} \text{ 円} \\ \downarrow \\ \underline{\hspace{2cm}} \text{A} \text{ 円} + \text{【加算料金】} + \text{【保険外費用】} = \text{利用料金合計} \underline{\hspace{2cm}} \text{B} \text{ 円} \end{array}$$

(2) 医療保険による訪問看護の利用料金

対象者：厚生労働大臣が定める疾病の方（別紙）

急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付されている方

<医療保険利用時の 1 ヶ月の利用料の目安>

$$\text{本体部分} \cdots \text{【訪問看護基本療養費】} + \text{【訪問看護管理療養費】} = \text{合計} \underline{\hspace{2cm}} \text{A} \text{ 円}$$

$$\text{加算部分} \cdots \text{本体合計} \underline{\hspace{2cm}} \text{A} \text{ 円} + \text{【加算項目】} = \text{合計} \underline{\hspace{2cm}} \text{B} \text{ 円}$$

$$\begin{array}{l} \downarrow \\ \underline{\hspace{2cm}} \text{B} \text{ 円} + \text{【保険外費用】} = \text{利用料金合計} \underline{\hspace{2cm}} \text{C} \text{ 円} \end{array}$$

※本体部分費用（1 割負担、週 3 日までの場合）

月の初日

$$\text{【訪問看護基本療養費 555 円】} + \text{【訪問看護管理療養費 767 円】} = \text{【合計 1,322 円】}$$

2 回目以降

$$\text{【訪問看護基本療養費 555 円】} + \text{【訪問看護管理療養費 300 円】} = \text{【合計 855 円】}$$

◎ 本体部分 基本利用料金 () 内の金額が自己負担額になります。

訪問看護基本療養費 (Ⅰ) 基本療精神科訪問看護養費 (Ⅰ)		訪問看護基本療養費 (Ⅱ) 精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ) ※同一建物居住者への訪問看護		訪問看護基本療養費 (Ⅲ) 精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ) ※外泊者への訪問看護	
週 3 日まで 555 点	1 割負担 (555 円)	同一日に 2 人 週 3 日まで 555 点	1 割負担 (555 円)	入院中に 1 回 (規定する疾 病等の利用者 の場合は 2 回) 850 点	1 割負担 (850 円)
	3 割負担 (1665 円)	週 4 日まで 655 点	3 割負担 (1,665 円)		
週 4 日以降 655 点	1 割負担 (655 円)	同一日に 3 人以上 週 3 日まで 278 点	1 割負担 (278 円)		3 割負担 (2,550 円)
	3 割負担 (1965 円)	週 4 日まで 328 点	3 割負担 (328 円)		

訪問看護管理療養費	点 数	料 金	
		1 割負担	3 割負担
月の初日	767 点	(767 円)	(2,301 円)
2 回目以降 (1 日につき)	300 点	(300 円)	(900 円)

◎ 加算部分の利用料金 () 内の金額が自己負担額になります。

加 算 項 目		点 数	料 金	
			1 割負担	3 割負担
緊急時訪問看護加算 (1 日につき) 月 14 回まで		265 点	(265 円)	(795 円)
緊急時訪問看護加算 (1 日につき) 月 15 回目以降		200 点	(200 円)	(600 円)
難病等複数回訪問加算	(1 日 2 回訪問)	450 点	(450 円)	(1,350 円)
	(1 日 2 回訪問) 同一建物内 3 人以上	400 点	(400 円)	(1,200 円)
	(1 日 3 回以上訪問)	800 点	(800 円)	(2,400 円)
	(1 日 3 回以上訪問) 同一建物内 3 人以上	720 点	(720 円)	(2,160 円)

長時間訪問看護加算 (週 1 回) ※1 (週 3 回) 90 分を超える場合	520 点	(520 円)	(1,560 円)
24 時間対応体制加算 (1 月につき)	680 点	(680 円)	(2,040 円)
訪問看護医療 DX 情報活用加算(マイナンバー使用)	5 点	(50 円)	(150 円)
特別管理加算 ※1 (重症度の高いもの)	500 点	(500 円)	(1,500 円)
※2 (1 月につき)	250 点	(250 円)	(750 円)
退院時共同指導加算 (ビデオ通話可) (退院又は退所につき 1 回、または 2 回)	800 点	(800 円)	(2400 円)
退院支援指導加算 (退院後 1 回)	600 点	(600 円)	(1800 円)
在宅患者連携指導加算 (1 月につき)	300 点	(300 円)	(900 円)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回まで)	200 点	(200 円)	(600 円)
複数名訪問看護加算 ※ 准看護師との訪問の場合は -700 円	450 点	(450 円)	(1,350 円)
訪問看護ターミナルケア療養費 ※ ターミナルケアを行った後、24 時間以 内に死亡した場合を含む	2,500 点	(2,500 円)	(7,500 円)
訪問看護情報提供療養費 (1 月につき)	150 点	(150 円)	(450 円)
夜間・早朝訪問看護加算 (午前 6 時～8 時、午後 6 時～10 時)	210 点	(210 円)	(210 円)
深夜訪問看護加算 (午後 10 時～午前 6 時)	420 点	(420 円)	(1,260 円)

別途精神科訪問看護基本療養費、精神科複数回訪問加算、精神科重症患者早期集中支援管理連携加算の届あり。

※1 悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル(バルン・胃ろう等)の状態にあるもの

※2 血液透析、在宅酸素、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、人工肛門、人工膀胱、訪問点滴、真皮を超える褥瘡、の状態にあるもの

1 4. 保険外について

- (1) ご遺体のお世話（清拭・着替え等）： 20, 000 円
- (2) 救急車同乗時： 10, 000 円/時間
- (3) ガーゼ及び衛生材料等： 実費
- (4) 駐車場代： 実費
- (5) その他

①金額

- ・ 30 分未満：5,000 円
- ・ 60 分未満：9,500 円
- ・ 60 分以上延長は 15 分ごとに 2,000 円

②内容

★血圧・体温等の測定は原則実施

- ・ 清潔に関する事（爪切り、洗髪、足浴、手浴、入浴介助、清拭、着替え等）
- ・ 健康相談（体調、排便、受診、薬等）
- ・ 医師との連携（電話対応、受診時間等）
- ・ 医療的処置に関する事（傷の処置、湿疹や皮膚の手入れ、リハビリ、吸引等）

1 5. 緊急時訪問看護加算について

営業時間外であっても利用者やその家族から電話により看護に関する意見や訪問を求められた場合、常時対応できる事業所において、当該事業所の看護師等が利用者に対して、当該体制にある旨を説明し同意を得た場合に 1 月につき加算する。

又、緊急時の連絡先を配付する。

「訪問看護」・「予防訪問看護」 利用契約書

_____（以下「利用者」という）と、社会福祉法人あかね（以下「事業者」という）は、利用者が訪問看護ステーション 情熱看護 24（以下「事業所」という）において、事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（契約の目的）

事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的とし、予防訪問看護・訪問看護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要支援・要介護認定期間までとする。但し、契約期間満了日以前に、利用者が要支援・要介護状態区分変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の認定期間の満了日を持って契約期間の満了日とする。
- 2 契約期間満了の7日前までに双方から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要支援・要介護認定有効期間満了日までとする。この更新後における契約期間中に利用者の要支援・要介護認定区分に変更があった場合の契約期間は、第1項但し書と同様の取扱とする。

第3条（当事業所の提供サービス）

訪問看護の内容は次のとおりとする。

1 療養上の世話

病状・障害の観察、清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）、および排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

2 診療の補助・褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

3 リハビリテーションに関すること

4 認知症患者の看護

5 家族の支援に関すること 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

6 その他医師の指示による医療処置

（緊急時における対応方法）

- 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

3 緊急時の救急車の同乗他

訪問看護サービスは、利用者宅以外での看護サービスは認められていません。

この為、利用者急変時の看護師等の救急車同乗など、利用者様宅以外の訪問看護については保険給付対象外のサービス（自費訪問看護）となります事をご了承ください。

別途、時間単価による自費、搬送先病院からの交通費などを請求させていただく場合があります。

4 緊急時訪問看護加算での利用する事を ☐ 同意する ☐ 同意しない

第4条（主治医との関係）

- 1 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始するものとする。
- 2 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図る。

第5条（利用料金の支払）

- 1 利用者は要支援度・要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の利用料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとする。
- 2 介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額（10割負担）になることがある。
- 3 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更する。
- 4 サービス利用料金は原則、1ヶ月ごとの請求とする。

第6条（契約の終了）

- 1 契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスが利用できるが、下記事項に該当するに至った場合には、当事業所と契約は終了する。
 - ①利用者が死亡した場合
 - ②要支援・要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③利用者から解約の申し出があった場合
 - ④事業者から解約を申し出た場合
 - ⑤2ヶ月以上介護保険施設へ入所した場合（介護予防短期入所・短期入所生活介護を除く）

第7条（利用者からの契約解除）

- 1 契約の有効期間であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができる。その場合には、契約終了を希望する7日前までに事業者指定の解約届出書を提出するものとする。
- 2 ただし以下の事項に該当する場合には、即時に契約の一部又は全部を解約することができる。
 - ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ② 利用者が入院した場合
 - ③ 利用者の介護予防サービス計画・居宅サービス計画が変更された場合

第8条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行った場合。
- ② 利用者がサービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延した場合。
- ③ 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行った場合。
- ④ 利用者の行動がサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす又は重大な自傷行為等を繰り返す等、当サービスの利用が難しいと判断された場合。

第9条（契約の一部が解約又は解除された場合の関連条項の失効）

本契約の一部が解約又は解除された場合は、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとする。

第10条（連帯保証人の指定）

利用者は、本契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族である連帯保証人を代理人と定め、本契約における利用者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意する。

第11条（意見調整等）

本契約または当施設の運営管理等その他利用者に関する一切の事項について、利用者の家族、その他の関係者間において異なる意見・要望がみられる場合、利用者または連帯保証人は、責任をもってこれを調整・統一するものとし、事業者はその責任を負わない。また、事業者が要望した場合、利用者または連帯保証人は、前記に係る調整結果等を書面にて事業者に対し通知するものとする。

第12条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、本契約から生じる利用者の利用料等の経済的な債務一切を利用者と連帯して履行する責任を負う。ただし、その全部に係る極度額 6,500,000 円を限度とする。
利用者が医療機関に入院する等、利用者が中止になる場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などの責任を負う。
- 2 連帯保証人が死亡した場合や破産宣告をうけた場合には、新たな連帯保証人をたてることとする。
- 3 連帯保証人から請求があった時は、事業者の連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

個人情報の使用に係る同意書

私_____は、私自身及び身元保証人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、収集を行うことに同意致します。

【利用期間】

介護サービス提供期間及び契約期間

【利用目的】

- 介護計画書作成、ケアカンファレンス、職員会議、事例検討、学生の実習の実施のため
- 居宅介護支援事業者、医療機関、介護サービス事業者、福祉事業者等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答のため
- 利用の有無、利用時の様子に関する家族等への心身状況説明のため
- 介護事故、緊急時等の報告のため
- 介護保険事務（請求処理、会計処理等）
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等
- 行政等外部監査機関、評価機関等への情報提供
- 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

<以下の項目は任意>

(同意頂く際は、レ点をつけてください)

↓↓

☐ ホームページ、ブログ、WEB、SNS、パンフレットなどでの写真・動画の使用

個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外で使用いたしません。

また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結からサービス終了後においても第三者に漏らすことはございません。個人情報に関する基本方針に基づき取扱いを行います。

事業者は上記の事項及び重要事項説明書に基づいて利用に関する説明を行い、双方確認の上、介護予防サービス・居宅サービスの提供に同意し、契約します。本契約の成立を証として、本書の電磁的記録を作成し、入居者・事業者・連帯保証人合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

下記の内容について同意し、契約します。

- ☒ 利用契約書
- ☒ 重要事項説明書
- ☒ 個人情報の使用に関わる同意書

<契約日>

年 月 日

<利用者署名>

住所

氏名

<連帯保証人署名>

住所

氏名

続柄

電話番号

携帯電話

本契約に対して電磁的記録に基づいて重要事項及び契約内容を説明しました。

事業所	尼崎市西長洲町2-35-1
名称	訪問看護ステーション 情熱看護24
説明者	

<令和7年5月1日>